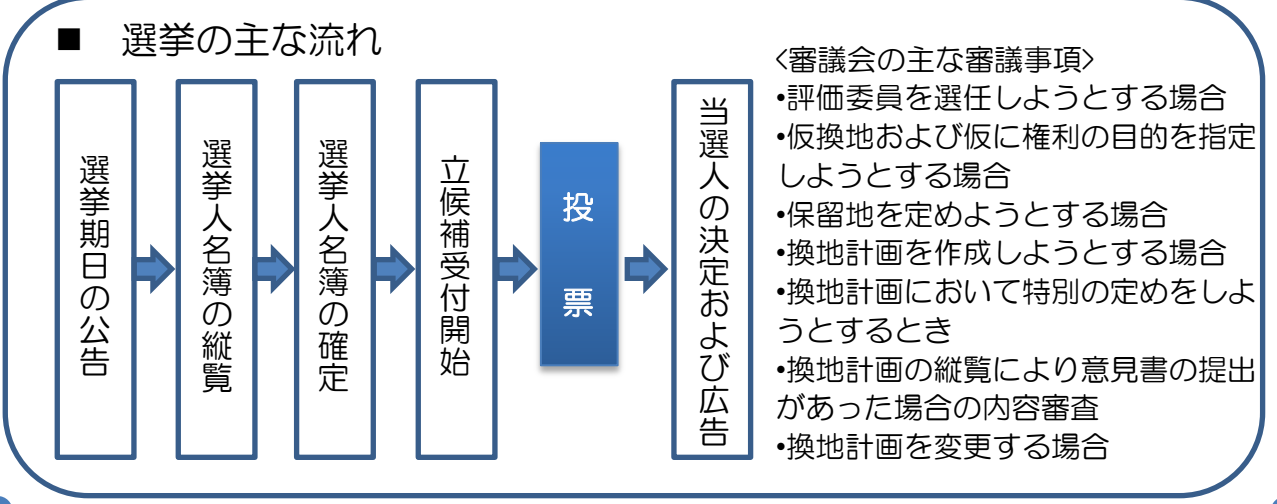


# TOPIC-3

## 安慶名地区土地区画整理審議会 委員選挙のお知らせ

安慶名地区土地区画整理審議会委員の任期が平成15年11月18日から平成20年11月17日となっており、間もなく人気満了となりますので、新たな委員の選任のため、平成20年11月16日に選挙を予定しています。

審議会は、施行地区内の土地所有者および借地権者（未登記の借地権の場合、施行者にその権利の申告をした者に限る。）から選出される8人の委員と学識経験者の2人の定数10人で構成されます。



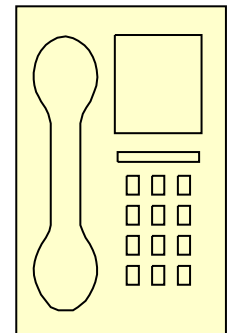
■ 権利の申告について

地区内の土地について、所有権以外の権利で登記をしていない権利をお持ちの方や新たに所有権や所有権以外の権利を持つようになった方については、施行者に権利の内容を申告（随時受付）していただくことになっております。申告の方法、窓口は下記のとおりとなっております。

■ その他

- ・土地を分筆、又は合筆しようとするとき。
- ・仮換地を分割したいとき。
- ・土地を売買、相続、贈与等して名義が変わったとき。
- ・土地所有者が住所、氏名等を変更したとき。

区画整理地内の土地について



### お問い合わせ

まちづくりニュースの内容およびまちづくりに関するお問い合わせ・ご相談は下記までお尋ねください。

- うるま市役所 都市計画部 区画整理課 ●
- Tel: 098-965-5606 (石川庁舎 2F) ●
- 098-982-4203 (安慶名事務所) ●
- Email: [kukakuseiri-ka@city.uruma.lg.jp](mailto:kukakuseiri-ka@city.uruma.lg.jp) ●

\*市街地整備課は、平成20年4月より区画整理課と統合しました。今後ともよろしくお願いたします。

# 安慶名地区まちづくりニュース 第16号

発行:うるま市都市計画部区画整理課

# TOPIC-1

## うるま市健康福祉センター『うるみん』と 改良住宅D棟が完成しました！！

平成19年3月より建設が進められてきた、うるま市健康福祉センター（愛称：うるみん）および改良住宅D棟（20戸）が平成20年7月22日に完成しました。なお、供用開始は平成20年10月の予定です。

今後も、道路や公園等の整備を順次進めていく予定ですので、引きつづき事業に対するご理解ご協力をよろしくお願い致します。



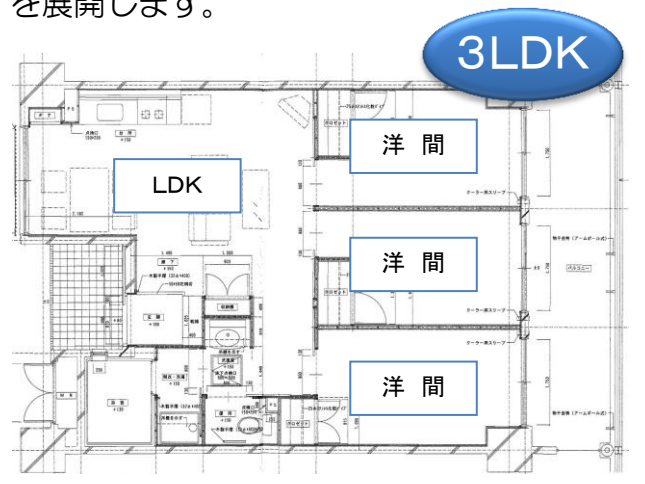
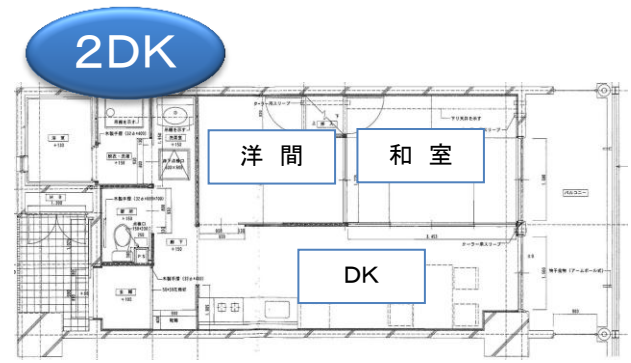
\*H20.9.5撮影

### ■ 施設概要

- 1階：温水プール・運動指導室など
- 2階：福祉センター機能
- 3階：保健センター機能
- 4・5階：改良住宅D棟（20戸）

### ■ 改良住宅D棟

うるま市健康福祉センター“うるみん”では、デイサービス室・相談室などの福祉関連部門、検診室・調理実習室などの保健関連部門、また、機能訓練室等の疾病予防や介護予防に関する部門を整備しました。施設を活用し、総合的な福祉行政サービスを展開します。



【改良住宅D棟に関するお問い合わせ】  
うるま市役所 区画整理課（石川庁舎2F）  
Tel: 965-5606

【うるみんに関するお問い合わせ】  
うるま市役所 健康支援課（具志川庁舎3F）  
健康福祉センター準備室 Tel: 973-3209



**TOPIC-2**

**安慶名地区まちづくり交付金事業について  
中間モニタリングを実施しました！！**

安慶名地区では、平成17年度より都市再生整備計画に基づき、商業拠点地区(あげなげあ市場周辺)を中心に“「心もからだも元気になる」健康長寿と市民交流のまちづくりによる中心市街地の活性化”を目標として、まちづくり交付金事業を実施しており、現在、地域交流センターや広場の整備・マネジメント調査などに取り組んでいます。

今回、これまでに実施した事業・効果の確認および整備予定の事業の点検を行う、中間モニタリングを実施しました。モニタリングにあたっては、検討委員会を設置し、地元住民・有識者・行政で構成する委員の方々により活発な議論が展開されました。そして、委員会での検討項目等をまとめたモニタリングシート(原案)をうるま市役所ホームページ等に公表するとともに、みなさんからのご意見を募集しました。

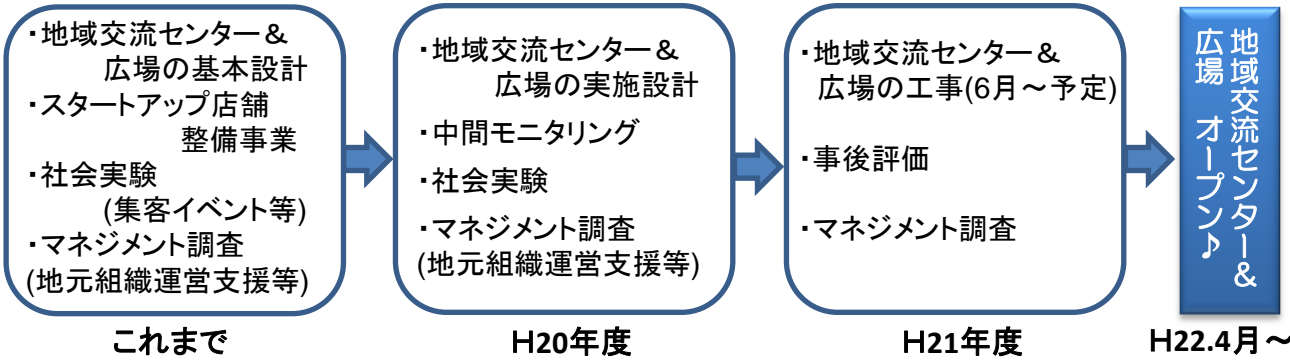
今後は、中間モニタリング結果の検証及び事業内容の精査等を行い、都市再生整備計画の変更案を作成いたします。

**■ 中間モニタリングの概要**

- ・都市再生整備計画に記載指標の適正化  
指標の変更、目標値の修正など。
- ・事業の見直し  
地域生活基盤施設(広場)整備  
高次都市施設(地域交流センター)整備など。



**■ 事業スケジュール ※予定含む**



\* まちなみイメージ図

現在、商業拠点地区に整備予定の地域交流センターと広場の実施設計を行っています。地域のみなさんが利用しやすく、交流の場として活用できる施設となるように、地元意見を取り入れながら設計を進めています。

安慶名地区におけるまちづくり交付金事業は来年度で終了となりますが、地域交流センターや広場を活用し、住民参加のまちづくりで地域を活性化し、交流の輪が続くようなまちを一緒につくっていきましょう！！

\* 詳細については、うるま市役所HP→<http://www.city.uruma.lg.jp>に掲載しています。  
また、資料閲覧を区画整理課・安慶名公民館・安慶名マネジメント(株)でおこなっています。

**土地区画整理事業の進め方**

住民の皆さんが主体となって取り組む、土地区画整理事業の進め方は次のようになります。

**①基本構想の策定**

まちの将来像を、区画整理によりどのように実現するかを計画します。

**②都市計画の決定**

事業の種類、名称、施行区域等の内容を都市計画決定します。

**③事業計画・施行規則等の決定**

いよいよ区画整理の開始です。

**④土地区画整理審議会の設置**

関係者のみなさんの中から、選挙で選ばれた代表により構成されます。

**⑤換地設計案の作成**

新しく定められる土地の位置などの設計案を作成します。

**⑥仮換地の指定**

将来、換地として定められる土地の位置、範囲の位置を仮に指定します。

**⑦工事の実施**

仮換地へ建物などを移転したり、道路などの工事をします。

**⑧町界・町名の整理**

あたらしいまちにあわせて町界、町名、地番を整理します。

**⑨換地計画の縦覧**

換地を最終的に定めるため、その計画を関係者のみなさんに説明します。

**⑩換地処分**

換地計画に基づいて、関係者のみなさんの換地や清算金が確定します。

**⑪土地・建物の登記**

新しいまちにあわせて、施行者が書きかえます。

**⑫清算金の徴収・交付**

ここで土地区画整理事業は完了しましたが、ひきつづきみなさんが力を合わせて住みよいまちづくりをしましょう。

現在は⑦

**■ 建築行為等が始められる時期について**

仮換地先の造成等が完了し、権利者に土地の引渡しが可能になると、市から「仮換地の使用収益開始日の通知」が届きます。建築等の行為は、その通知に記載されている日付以降に開始することができます。

現在、空き地になっている場所についても、この通知が届くまでは、市の管理地となっており、道路・造成工事計画に基づいて工事をおこないますので、駐車場等として利用することはできません。また事業施行中は、土地区画整理法第76条により施行地区内は建物の建築、その他の工事等の行為について、一定の制限がかかります。建物の建築などの計画をお持ちの方は事前にご相談ください。

- ・建築物や工作物の新築、改築、増築
- ・盛土・掘削などの土地の形質の変更
- ・5トンを超える物件のたい積または設置